

市営住宅浄化槽維持管理等業務

1. 対象団地および設備内訳

団地名	所在地	型式名	人槽
高島団地	八代市高島町 4536 番地	流量調整長時間ばっ気式	500
植柳上町第一団地	八代市植柳上町 340 番地	流量調整接触ばっ気式	170
流藻川団地 (RC)	八代市高下西町 2266 番地	担体流動・濾過方式	252

2 業務内容

浄化槽法に基づき市営住宅のし尿および雑排水の適正な処理を図るため、対象団地に設置された合併浄化槽の点検業務を行うものとする。

(1) 点検および運転管理

- ①ポンプ装置およびブローアの点検
- ②散水装置の点検
- ③滅菌装置の点検
- ④各機械部の点検
- ⑤水質等の検査

水温、pH、透視度、亜硝酸反応、残留塩素、活性汚泥沈殿率 (SV.30)

- ⑥薬剤残量の点検および補給
- ⑦流入溝の掃除
- ⑧スクリーンの汚物除去およびその処理
- ⑨電流計の検針

(2) 点検、水質検査等

①設備機器等の定期的な点検

団地名	一月の点検等の回数
高島団地	月 1 2回
植柳上町第一団地	月 2回
流藻川団地	月 4回

②放流水の水質検査

放流水については各団地、年 2 回以上、下記項目について、それぞれ当該手法により水質検査を実施し、計量証明書を提出することとする。

ア pHおよび測定温度

- ・JIS K 0102 12.1 (ガラス電極法)

イ 浮遊物質 (SS)

- ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号) 付表 9

ウ 化学的酸素要求量 (COD_{Mn})

- ・JIS K 0102 17

エ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

- ・JIS K 0102 21 (ガラス電極法) および 32.1

オ 大腸菌群類

- ・下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和 37 年 12 月 17 日厚生省・建設省令第 1 号) 第 6 条

